

別表 1

令和7年8月1日改正

対象収入による階層区分		入所者の利用月額			
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用	計
1	1,500,000円以下	46,334	10,000	10,000	66,334
2	1,500,001円～1,600,000円	46,334	13,000	10,000	69,334
3	1,600,001円～1,700,000円	46,334	16,000	10,000	72,334
4	1,700,001円～1,800,000円	46,334	19,000	10,000	75,334
5	1,800,001円～1,900,000円	46,334	22,000	10,000	78,334
6	1,900,001円～2,000,000円	46,334	25,000	10,000	81,334
7	2,000,001円～2,100,000円	46,334	30,000	10,000	86,334
8	2,100,001円～2,200,000円	46,334	35,000	10,000	91,334
9	2,200,001円～2,300,000円	46,334	40,000	10,000	96,334
10	2,300,001円～2,400,000円	46,334	45,000	10,000	101,334
11	2,400,001円～2,500,000円	46,334	50,000	10,000	106,334
12	2,500,001円～2,600,000円	46,334	57,000	10,000	113,334
13	2,600,001円～2,700,000円	46,334	63,100	10,000	119,434
14	2,700,001円～2,800,000円	46,334	63,100	10,000	119,434
15	2,800,001円～2,900,000円	46,334	63,100	10,000	119,434
16	2,900,001円～3,000,000円	46,334	63,100	10,000	119,434
17	3,000,001円～3,100,000円	46,334	63,100	10,000	119,434
18	3,100,001円以上	46,334	63,100	10,000	119,434
※冬季加算として、上記金額に月額1,970円を加算する。(11月～3月)					
※入所者が各居室で使用した実費分を徴収します。(電気・電話料金)					
※連続して3日以上食事を受けない時は、3日目から1日900円食費が減免されます。					

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、介護保険料、指定居宅サービス利用料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)は、上表により定められた額とする。

(注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費をそれぞれ合算し、合算額の2分の1をそれぞれの収入及び必要経費として対象収入を算出する。対象収入が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用料のうちサービスの提供に要する費用は、上記表の額から30%減額した額を本人から徴収するサービスの提供に要する費用(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。